

共に生きる 多様な社会

LGBT取り組みに自治体でばらつき 計画遅れは「政府の怠慢」

深掘り

中村好見 社会 | 最新記事 | 共生・多様性

毎日新聞 | 2026/6/16 20:14 (最終更新 6/16 20:14) 有料記事 1011文字



LGBT理解増進法の基本計画面が示された自民党の部会 = 2026年6月1日午後3時、中村好見撮影

16日に閣議決定された「LGBT理解増進法」に基づく初の基本計画では、国や自治体が、性の多様性に関する必要な知識の普及啓発や相談体制の整備を推進すると定めた。しかし、専門家は法の成立、施行から3年近くまとまらない状況が続いたことで全国の自治体などの取り組みに差が生じたとみる。

取り組み十分進められていない自治体も

石川県は、23年に性的マイノリティーへの理解を促す条例案のほか、性的マイノリティーのカップルを婚姻相当と認める「パートナーシップ宣誓制度」案を一旦作成したが、議会への提案を見送り続けている。

馳浩知事（当時）は24年5月の記者会見で、理由について「何度も要請しているが、ガイドラインがまだできておらず、政府の怠慢だと思う。政府の方針も踏まえて丁寧にやっていきたい」などと述べていた。

一方で、東京都渋谷区とNPO法人の調査ではパートナーシップ制度を導入している自治体はこの10年で増え、25年5月末時点で全国的な人口カバー率は9割を超えた。法律の効果が一定程度あったとみられている。

同法について自治体職員向けの解説書を書いている、日本大大学院の鈴木秀洋教授（行政法）は法施行後、基本計画の策定を待たず人権・ジェンダー施策を推進した自治体と、策定を待つ自治体に分かれたと指摘する。

決定された基本計画でも現状について、国からの情報提供が十分でないこともあり、自治体や企業などの取り組み状況はさまざまに「十分進められていないところもある」と記載されてい



鈴木秀洋・日本大大学院教授 = 同大大学院ホームページより

る。

黄川田仁志・共生社会担当相は16日の閣議後の記者会見で、今後は政府として基本計画に基づいた取り組みを推進すると説明し、自治体にも「適切な対応を検討していただきたい」と述べた。

「国は更なる具体化のバックアップを」

一方、鈴木教授は基本計画の策定は政府の義務であって、自治体を縛るものではなかったとも指摘する。同法は自治体の役割として「国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施」を努力義務と定める。

鈴木教授は基本計画が示されることを待っていたとみられる自治体に対して「相談、研修など地域での孤独・孤立・差別解消などの取り組みを怠っていたのであれば、それこそが問題視されるべきだ」と言う。今後について「どの地域に住んでいても命が守られ、法による利益を享受できるよう、基本計画の更なる具体化のバックアップが国には求められる」と述べた。【中村好見】

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.

